

令和元年度第6回御船町議会定例会（9月会議） 議事日程（第1号）

令和元年9月12日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

9 番 福永 啓 君

10 番 田上 忍 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 報告第13号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第 4 報告第14号 専決処分の報告について

第 5 報告第15号 専決処分の報告について

第 6 報告第16号 専決処分の報告について

第 7 認定第 1号 平成30年度御船町一般会計歳入歳出決算について

第 8 認定第 2号 平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

第 9 認定第 3号 平成30年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

第10 認定第 4号 平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

第11 認定第 5号 平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について

第12 認定第 6号 平成30年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

第13 認定第 7号 平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について

第14 認定第 8号 平成30年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について

第15 議案第17号 御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 1 6 議案第 1 8 号 御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 7 議案第 1 9 号 御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 2 0 号 御船町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 2 1 号 吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 2 2 号 御船町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 1 議案第 2 3 号 御船町町民グラウンド管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 2 議案第 2 4 号 御船町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 3 議案第 2 5 号 御船町立社会教育センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 4 議案第 2 6 号 御船町スポーツセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 5 議案第 2 7 号 御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 6 議案第 2 8 号 御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 7 議案第 2 9 号 御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 2 8 議案第 3 0 号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について
- 第 2 9 議案第 3 1 号 財産の取得にかかる変更契約の締結について
- 第 3 0 議案第 3 2 号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 3 1 議案第 3 3 号 令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 3 2 議案第 3 4 号 令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

第 3 3 議案第 3 5 号 令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

第 3 4 議案第 3 6 号 令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第 2 号）につ
いて

第 3 5 議案第 3 7 号 令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につ
いて

第 3 6 議案第 3 8 号 令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第
1 号）について

第 3 7 議案第 3 9 号 令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

第 3 8 同意第 4 号 御船町教育委員会の委員の任命について

2 出席議員は次のとおりである（14 人）

1 番 中 城 峯 雄 君	2 番 井 藤 はづき 君
3 番 宮 川 一 幸 君	4 番 福 本 悟 君
5 番 田 上 英 司 君	6 番 増 田 安 至 君
7 番 森 田 優 二 君	8 番 岩 永 宏 介 君
9 番 福 永 啓 君	1 0 番 田 上 忍 君
1 1 番 藤 川 博 和 君	1 2 番 清 水 聖 君
1 3 番 井 本 昭 光 君	1 4 番 池 田 浩 二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1 人）

事務局長 本 田 隆 裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19 人）

町 長	藤 木 正 幸 君	副 町 長	野 中 眞 治 君
教 育 長	本 田 恵 典 君	総 務 課 長	藤 野 浩 之 君
企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長	上 村 欣 也 君
町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	福 祉 課 長	西 橋 静 香 君
こ ども 未 来 課 長	田 中 智 徳 君	復 興 課 長	島 田 誠 也 君

健康づくり支援課長	本 田 太 志 君	農 業 振 興 課 長	井 上 辰 弥 君
商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君	建 設 課 長	野 口 壮 一 君
環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君	会 計 管 理 者	上 村 清 美 君
学 校 教 育 課 長	西 本 和 美 君	社 会 教 育 課 長	沖 勝 久 君
監 査 委 員	吉 川 勲 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） ただ今から、令和元年度第6回御船町議会定例会9月会議を再開します。

日程に先立ち、令和元年7月12日付けで繰り上げ当選された藤川博和君に就任の挨拶をお願いします。

○11番（藤川博和君） ただいま紹介されました藤川です。本日は、岩田議員の死去により、令和元年7月12日付けで御船町選挙管理委員会、横田委員長より当選証書が付与されましたことを報告いたします。

今後、執行部の皆様の指導を受けながら、議員活動に精進してまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、議員就任の挨拶とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番、福永啓君、10番、田上忍君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。

8月5日、議会運営委員会及び全員協議会を開催し、同日開催の、第5回御船町議会定

例会 8 月会議の進行や各種案件について協議を行いました。

次に、8 月 29 日、議会運営委員会を開催し、各種案件、定例会 9 月会議の進行等について協議を行いました。第 6 回御船町議会定例会 9 月会議の会期日程は、本日 9 月 12 日から 9 月 20 日までの 9 日間と決定しました。

次に、陳情・請願について報告します。今回受理した陳情第 5 号、ふれあい広場周辺内水氾濫対策に関する陳情については、産業厚生常任委員会に付託されました。また、陳情第 6 号、教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障を図るための 2020 年度政府予算に係る意見書提出の要請については、総務文教常任委員会に付託されました。なお、請願はありませんでした。

次に、議会全員協議会を 9 月 6 日に開催し、執行部からの各事案に係る説明があったほか、災害復興支援特別委員会を今年度末で廃止することなどについて協議しました。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による例月現金出納検査 6 月分が 7 月 18 日から 2 日間行われました。また、7 月分は 8 月 19 日から 2 日間行われました。検査結果は、議席に配布しております報告書のとおりです。

次に、7 月 27 日、令和元年度御船町議会報告会を役場第二分庁舎及び上野保育園において行いました。報告会では、年間を通した御船町議会の取組を報告した後、参加者との意見交換を行いました。当日の質疑応答については、議会広報紙やホームページ等で公表することとしています。

次に、8 月 2 日、九州中央自動車道建設促進沿線議会協議会総会・決起大会が延岡市で開催され、御船町議会からは議員及び事務局職員合わせて 15 人で参加しました。大会では、路線整備に係る予算確保や蘇陽から五ヶ瀬東間、高千穂から雲海橋間の早期事業化を国に要望すること等が決議されました。その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

選挙事務について報告します。7 月 21 日、第 25 回参議院議員通常選挙が行われ、即日開票されました。本町における当日の有権者数は 1 万 4,226 人で、選挙区選挙及び比例代表選

挙の投票率は、共に52.1%でした。投開票事務の執行においては、開票結果が予定より少し遅い発表となりましたが、特にミス等はありませんでした。各投票所における投票管理、投票立会人の皆様のほか、関係各位の御協力に感謝を申し上げます。

次に、職員研修の実施について報告します。8月19日と20日の2日に分けて、全職員を対象とした人権研修会を実施しました。今回は、ハラスメントを生まない職場づくりに必要なコミュニケーションについて学ぶため、県の研修支援事業を活用し、熊野たまみ氏を講師に、「思想のクセがわかると関係性が動く」という演題で講演をいただきました。

最後に、台風による災害対応について報告します。8月5日から6日にかけて、台風8号が本町の上空を通過しました。5日午後5時に避難準備、高齢者等避難開始を発令し、同時に自主避難所を10カ所開設しました。避難者は延べ21世帯、29人でした。予想よりも雨・風は弱く、特に大きな被害はありませんでした。6日午前11時に避難準備、高齢者等避難開始を解除し、同時に避難所も閉鎖しました。待機班及び避難所運営に延べ57人の職員で対応しました。また、翌週の8月14日から15日にかけて、台風10号が接近しました。14日午後4時に避難準備、高齢者等避難開始を発令し、同時に自主避難所としてカルチャーセンターを開設しました。避難者は延べ19世帯、29人でした。台風10号は四国方面へ逸れ、暴風域が本町に少しかかる程度でしたので、予想よりも雨・風は弱く、特に大きな被害はありませんでした。15日午前10時30分に避難準備、高齢者等避難開始を解除し、同時に避難所も閉鎖しました。待機班及び避難所運営に延べ21人の職員で対応しました。今後とも町民の安全を確保するため、迅速な情報の発信に努め、早目の避難情報を呼びかけてまいります。

次に、企画財政課について報告します。

8月20日、九州中央自動車道建設促進地方大会が嘉島町民会館で開催されました。九州中央自動車道は、熊本県嘉島町から宮崎県延岡市までの全長95キロメートルの道路で、災害に強い道路ネットワークの確保をはじめ、企業進出の促進、救急医療活動の支援、観光活動の支援が期待されています。本大会では、熊本県と宮崎県の沿線自治体の住民や行政関係者など約500人が出席して、九州中央自動車道の早期完成を図るよう国へ要望していくことを確認しました。

次に、福祉課について報告します。

第61回熊本日新聞社金婚夫婦表彰式が明日9月13日金曜日に開催されます。この金婚

夫婦表彰は、上皇・上皇后両陛下の御成婚を記念し、昭和34年に始まった熊日新聞社の顕彰事業です。今回めでたく金婚式を迎えられた御夫婦は、昭和44年に結婚された御夫婦で47組の御夫妻が参加予定です。

次に、地域包括支援センターでは、介護予防・生活支援サポーター養成講座を御船町社会福祉協議会に委託して8月19日から9月9日までの4日間で開催しました。今年度は24名が講座を修了されました。今後は、元気クラブや地域サロンなどで活躍されます。現在、約400名の方が登録されています。このような住民主体による介護予防や支え合い活動は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために重要な役割を担っています。

次に、こども未来課について報告します。

7月19日、第2期御船町子ども・子育て支援事業計画策定のための第1回子ども・子育て会議を開催しました。同計画は、子ども・子育て支援法第61条において、すべての自治体が同事業を総合的かつ計画的に行い、提供体制の確保を図るために5年を1期として策定を義務づけられている法定計画で、3名の新委員の方々を迎え、第2期策定に向けてのスタートを切りました。

次に、若葉保育園の修繕工事についてですが、7月に3歳児クラスのエアコン取り替え、8月には遊戯室天井ブラインド修繕工事を終え、安心・安全な保育環境を整えることができました。

最後に、10月1日施行の幼児教育・保育無償化に関する説明会を8月30日に保育所及び認定こども園に対し行いました。今後、全世帯周知用として、9月号広報みふね及び町ホームページで無償化に関する内容を掲載するとともに、保育所並びに認定こども園利用者全員に説明文書を配布予定です。

次に、復興課について報告します。

小坂地区災害公営住宅について、7月17日に入居者の顔合わせ会を開催しました。自己紹介、内覧会、部屋決めなどを行い、交流を図るとともに入居者への準備を進めました。9月14日に現地にて鍵渡し式を開催する予定としており、順次入居していただくことになります。また、上高野地区災害公営住宅について、8月23日に施工業者主催の上棟式と餅まきが開催され、入居予定者や近隣住民約60名が参加されました。来年2月末の完成予定となっております。なお、令和元年8月末時点の仮設住宅の入居者の状況は、建設型仮設住宅が114戸で262人、借り上げ型仮設住宅が53戸で119人、合計167戸の381人となっております。

す。先月末と比べ31戸、73人の方が応急仮設住宅から退去し、恒久的な住まいの再建がなされました。

次に、健康づくり支援課について報告します。

7月1日から14日まで、第二分庁舎を主会場として住民健診を実施し、セット健診及び特定健診に2,088名の方の受診がありました。健診結果については、8月6日から8月27日までの期間に保健センター及び各公民館分館等に出向き説明を行いました。なお、今回の受診を受けられなかった方を対象に、11月も健診を行う予定としています。

7月31日、8月1、2日、食育の一環として、小学生を対象にした子どもクッキング教室を開催し、63名の参加がありました。御船町食生活改善推進委員の指導のもと、楽しく真剣に料理づくりに取り組んでいました。3年続けて参加した児童は、来年も参加することを約束してくれました。

次に、農業振興課について報告します。

今年6月30日に発災しました豪雨災害において、現地調査を行った結果、農地災害22件、施設災害19件、合計41件が11月中旬に実施予定の災害査定を受けることになりました。現在、査定に向けた事務を進めております。

次に、7月27日土曜日に令和元年度の能寛林の育樹事業を御船ライオンズクラブやボランティアの皆様を含む81名の方の協力を得て実施しました。今回も植樹が済んだ約2ヘクタールの下草刈り、弦切り、除伐作業を行い、森林の持つ公益的機能の増進とさらなる森林整備に対する意識の高揚が図られました。

次に、商工観光課について報告します。

8月11日に第46回御船があーっぱ祭りを開催しました。「一致団結」～夏だぁ、祭りだぁ、はじまりだぁー！！～をスローガンに、ステージイベントや納涼花火大会を実施し、昨年を上回る約3万5,000人の来場者がありました。交通規制、警備体制においても、職員総出の万全な体制で行い、大きな事故、トラブル等もなく、盛会のうちに終了することができました。

次に、プレミアム商品券について報告します。プレミアム商品券の取扱業者の募集を6月17日から開始し、8月30日時点で24件の申請がありました。また、交付対象となる約4,300件へ対象者別に交付申請書または引換券を9月上旬から中旬にかけて随時発送しております。非課税者の交付申請の受け付けは9月11日から開始しており、11月19日まで行います。

次に、建設課について報告します。

御船インター周辺地区の都市計画用途地域変更手続に伴う大規模集客施設の立地に係る広域調整検討委員会が8月21日に開催されました。県で策定される大規模集客施設の広域調整に関する方針に基づき、評価項目8項目からなる立地評価について説明を行い、委員からさまざまな御意見をいただきました。周辺道路の混雑や交通量が集中する時間帯での渋滞の検討、インター周辺交通量増加に伴う高速道路への影響、通学児童等、歩行者への影響など、さまざまな意見があり、交通量解析データを示しながら説明を行いました。広域調整検討委員会5名の委員による慎重な審議の結果、1市町村の範囲を超えて大きな影響がないとの判断がなされました。このことを踏まえ、今後、県からの事前協議への回答、都市計画案の公告・縦覧、町都市計画審議委員会の諮問などの手続を経て、年内での用途地域変更の都市計画決定を目指してまいります。

次に、学校教育課について報告します。

8月7日に町長が招集する本年度1回目の総合教育会議を開催しました。第3期御船町教育振興基本計画の策定方針や今年度の主要施策等について、教育委員を交えて協議を行いました。

8月26日に2学期が始まり、子どもたちは久しぶりに友達と顔を合わせ、学校がにぎやかさを取り戻しました。また、26日は青少年健全育成町民会議役員の方々を中心とした町内一斉あいさつ運動が実施され、各学校の正門前で子どもたちに声をかけていただきました。町内各地域での登下校時の子どもたちへの声かけに感謝いたします。

9月22日に七滝中央小学校、10月19日に木倉小学校の運動会が開催されます。保護者をはじめ、地域の方々の御声援をよろしくお願いいたします。

次に、社会教育課について報告します。

7月13日から開催している恐竜博物館特別展につきましては、8月30日に来場者が5万人を突破し、記念セレモニーを行い、記念グッズを贈呈しました。

次に、今年で25回目となりました子ども英語劇を8月24日にカルチャーセンターホールにて開催しました。モンタナ州ミズーラ子ども劇場の2名の俳優に演技指導を受けた41人の子どもたちが表情豊かに素晴らしい英語劇を演じ、約200名の観客から大きな拍手をいただきました。劇の練習に御協力いただいた多くのボランティアの皆様、またホストファミリーをお引き受けいただきました家族、練習のために子どもたちの送迎をしていただき

ました保護者の皆様に厚くお礼を申し上げます。英語に親しむ子どもたちを育て、モンタナ州との友好を深め、今後も継続して子ども英語劇場を開催していきたいと思います。

次に、第47回御船町童話発表会を8月30日に御船小学校で開催し、そのうち2名が町の代表として9月2日に嘉島町で開催された郡大会に出場し、優秀賞を受賞しました。

最後に、第69回上益城郡民体育祭が7月13日から14日にかけて、甲佐町を主会場として開催されました。屋外競技につきましては、雨天により7月14日から15日に順延となり、総合成績は3年連続準優勝でした。来年度こそ優勝を期待するところです。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第13号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第4 報告第14号 専決処分の報告について

日程第5 報告第15号 専決処分の報告について

日程第6 報告第16号 専決処分の報告について

日程第7 認定第1号 平成30年度御船町一般会計歳入歳出決算について

日程第8 認定第2号 平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

日程第9 認定第3号 平成30年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

日程第10 認定第4号 平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

日程第11 認定第5号 平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について

日程第12 認定第6号 平成30年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

日程第13 認定第7号 平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について

日程第14 認定第8号 平成30年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について

日程第15 議案第17号 御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第18号 御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第19号 御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

- 日程第18 議案第20号 御船町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第21号 吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第22号 御船町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第23号 御船町町民グラウンド管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第24号 御船町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第25号 御船町立社会教育センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第26号 御船町スポーツセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第27号 御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第28号 御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第29号 御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第30号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について
- 日程第29 議案第31号 財産の取得にかかる変更契約の締結について
- 日程第30 議案第32号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 議案第33号 令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第34号 令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第35号 令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第34 議案第36号 令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）に

ついて

日程第35 議案第37号 令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第36 議案第38号 令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第37 議案第39号 令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第38 同意第4号 御船町教育委員会の委員の任命について

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第13号、「財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」から、日程第38、同意第4号「御船町教育委員会の委員の任命について」まで36件を、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第13号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第14号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第18号、工事請負変更契約の締結について。

報告第15号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第19号、工事請負変更契約の締結について。

報告第16号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく和解及び損害賠償の額の決定について、専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第20号、町営住宅辻団地敷地内での事故における和解及び損害賠償の額の決定について。

平成30年度決算について、提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、平成30年度御船町一般会計歳入歳出決算について。

認定第2号、平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について。

認定第3号、平成30年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について。

認定第4号、平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について。

認定第5号、平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について。

認定第6号、平成30年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について及び認定第7号、平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算についてまで、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定に基づき議会の認定をいただくため、監査委員の意見を付して上程するものです。

また、認定第8号、平成30年度御船町水道事業会計歳入歳出決算については、地方公営企業法第30条第2項及び第4項の規定に基づき上程するものです。

最初に、一般会計と特別会計を合わせた決算額は、前年度に比べ、歳入は15%減の207億9,146万3,000円、歳出は14%減の197億3,028万2,000円となりました。一方、実質収支額は、前年度比20.7%減の8億7,840万6,000円になります。歳入歳出とも前年度と比較し大幅な減額となっている主な要因は、平成28年熊本地震に係る事業費の減によるものです。平成30年度一般会計決算額146億5,481万7,000円のうち、熊本地震関連に係る決算額は70億1,005万3,000円になります。熊本地震に係る主な事業としては、被災農業者向け経営体育成支援事業が8億3,251万8,000円、木造仮設住宅利活用用地購入費1億5,573万6,000円、農地災害復旧工事1億7,147万4,000円、農業用施設災害復旧工事2億7,951万円、公共土木災害復旧工事が15億6,400万8,000円、町営住宅災害復旧工事1億8,398万8,000円、大規模盛り土造成地滑動崩落防止対策事業が2億6,540万1,000円、スポーツセンター災害復旧事業2億3,840万5,000円などを実施しました。

次に、起債残高について説明申し上げます。水道事業を含めた全会計の起債残高は192億3,268万2,000円で、前年度に対して17億4,838万2,000円の増になります。会計別では、一般会計が149億811万円、下水道事業特別会計が26億9,919万7,000円、緑の村運営事業特別会計が1,530万円、水道事業会計は16億1,007万5,000円になります。

次に、基金の年度末の残高は、一般会計全体で17億822万5,000円になります。内訳は、財政調整基金が7億4,086万7,000円、減債基金が1億3,290万5,000円、その他特定目的基金8億3,345万3,000円、定額運用基金100万円で、昨年度と比較すると全体で1億9,201万7,000円、前年度比12.7%の増となりました。

続いて、各会計決算について説明を申し上げます。

まず、一般会計決算額は、歳入総額153億5,200万5,539円、歳出総額146億5,481万7,268円になり、前年度の決算額に対し歳入は15.9%の減、歳出14.3%の減になりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は6億9,718万8,271円になり、形式収支額から翌年度へ繰り越しすべき財源を控除した実質収支額は5億1,594万3,196円で、前年度に対し30%の減になります。

国保特別会計の決算額は、歳入総額が25億6,627万9,546円、歳出総額が23億4,693万3,205円になり、前年度の決算額に対し歳入は21.1%の減、歳出は21.8%の減になりました。歳入から歳出を差し引いた実質収支額は13%減の2億1,934万6,341円になります。介護保険特別会計の決算額は、歳入総額19億9,165万9,360円、歳出総額は18億6,523万7,382円になり、前年度より歳入は0.3%の減、歳出は2.7%の減になりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額は54.2%増の1億2,642万1,978円になります。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額が2億2,399万1,246円、歳出総額は2億1,235万7,792円になり、前年度より歳入で11.2%の増、歳出も10.9%の増になりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額は17.4%増の1,163万3,454円になります。

緑の村特別会計の決算額は、歳入総額が5,153万4,368円、歳出総額は5,007万4,539円となり、前年度より歳入で62.8%の減、歳出で63.4%の減になりました。歳入から歳出を差し引いた実質収支額は1.8%減の145万9,829円になります。

公共下水道特別会計の決算額は、歳入総額が5億1,336万8,337円、歳出総額は5億972万593円となります。前年度より歳入で1.5%の減、歳出は3%の増になりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は364万7,744円です。翌年度へ繰り越しすべき財源を控除した実質収支額は89.7%減の211万7,744円になります。

情報通信基盤特別会計の決算額は、歳入総額が9,262万5,229円、歳出総額は9,114万1,716円になり、前年度より歳入で12.1%の減、歳出は9.2%の減になりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額は170.3%減の148万3,513円になります。

水道事業会計では、収益的収支の歳入総額が3億4,276万4,798円、歳出総額は3億907万9,899円になり、差し引き3,368万4,899円の純利益を計上することができました。資本的収支については、歳入総額7,375万9,600円に対し、支出総額4億2,999万764円で、差し引き

3億5,623万1,164円の不足となりますが、過年度損益勘定留保資金等で補填しております。

以上、一括して決算認定に係る説明となります。

詳細は、企画財政課長が説明いたします。

議案第17号、御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、御船光ネットワーク引き込み及び撤去の設備工事負担金について、令和元年10月1日から消費税改正相当分を改定するため、当該負担金に係る条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第18号、御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、御船街なかギャラリー使用料について、令和元年10月1日から消費税改正相当分を改定するため、当該使用料に係る条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第19号、御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、御船町町民憩の家使用料について、令和元年10月1日から消費税改正相当分を改定するため、当該使用料に係る条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第20号、御船町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、御船町観光交流センター使用料について、令和元年10月1日から消費税改正相当分を改定するため、当該使用料に係る条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第21号、吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正す

る条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、吉無田高原緑の村使用料について、令和元年10月1日から消費税改正相当分の改定及び施設全体の運用の見直しを行うため、当該使用料に係る条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第22号、御船町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例の制定について。御船町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、御船町カルチャーセンター使用料について、令和元年10月1日から消費税改正相当分を改定するため、当該使用料に係る条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第23号、御船町町民グラウンド管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町町民グラウンド管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、御船町町民グラウンド施設使用料について、令和元年10月1日から消費税改正相当分を改定するため、当該使用料に係る条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第24号、御船町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、御船町立小中学校施設使用料について、令和元年10月1日から消費税改正相当分を改定するため、当該使用料に係る条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第25号、御船町立社会教育センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町立社会教育センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、御船町立社会教育センター施設使用料について、令和元年10月1日から消費税改正相当分を改定するため、当該使用料に係る条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第26号、御船町スポーツセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町スポーツセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例を別紙のとおり制定する。

提案理由、御船町スポーツセンター施設使用料について、令和元年10月1日から消費税改正相当分を改定するため、当該使用料に係る条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第27号、御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について。御船町水道事業条例の一部を改正する改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、水道料金について、令和元年10月1日から消費税改正相当分を改定するため、当該料金に係る条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第28号、御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。御船町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、下水道使用料について、令和元年10月1日から消費税改正相当分を改定するため、当該使用料金に係る条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第29号、御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定する。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第30号、上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について。地方自治法第291条の第3第1項の規定により、上益城広域連合の処理する事務を変更し、上益城広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

議案第31号、財産の取得にかかる変更契約の締結について。御船町一丁目（Ⅰ期）地区災害公営住宅の買い取りについて、次のとおり財産取得変更契約を締結する。

提案理由、不動産の買い入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第32号、令和元年度御船町一般会計補正予算（第4号）。令和元年度御船町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,168万

2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1,456万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。地方債補正。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。一時借入金の補正。第3条、一時借入金の借り入れの最高額に10億円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を30億円とする。

議案第33号、令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,487万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第34号、令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ983万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,799万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第35号、令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,384万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第36号、令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）。令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,735万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第37号、令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,588万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,334万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第38号、令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）。令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,544万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第39号、令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）。総則。第1条、令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、令和元年度御船町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

同意第4号、御船町教育委員会の委員の任命について。御船町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

1、住所、御船町大字高木3345番地。2、氏名、園田政幸。3、生年月日、昭和30年8月11日、満64歳。提案理由、教育員会の委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、日程第3、報告第13号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。報告すべき財政指標については、1列目の区分にお示ししているとおおり実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計の資金不足比率の5つの指標になります。

次の２列目に、平成30年度決算時点での本町の実績を記載しております。

まず、実質赤字比率です。これは、一般会計と情報特会を合わせた普通会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものです。歳入歳出差し引きで赤字となればここに数値が載ります。平成30年度は一般会計、情報特会とも黒字決算でありましたので、なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率です。これは、水道事業を含む本町の全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率となります。この数値もすべての会計で黒字決算でしたので、なしとなっております。

次に、実質公債費比率です。平成30年度決算では6.9となっており、平成29年度の6.0から0.9ポイント悪化しております。悪化の要因としては、熊本地震に係る起債の元利償還金が増加したことによるものです。

次に、将来負担比率です。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。一般会計の借入金や公営企業組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性がある負担の現時点での残高を指標化し、将来負担の度合いを表す指標となります。平成30年度は112.2となっております。平成29年度の106.0から6.2ポイント悪化しました。悪化の要因としては、熊本地震により地方債残高が増加したことによるものです。

最後に、公営企業会計の資金不足比率です。御船町では、水道事業、下水道事業、緑の村の３会計の不足額の割合を表す指標となります。平成30年度は、いずれの会計においても資金不足がないため、なしとなっています。

以上で、報告第13号の説明を終わります。

○総務課長（藤野浩之君） それでは、私のほうから報告第14号について御説明をいたします。

議案書の６ページ、７ページをお願いいたします。

７ページです。御専第18号、工事請負変更契約の締結についてであります。工事名が災害関連効果促進事業、辺田見⑩工事です。変更内容としましては、２点あります。１点目が工事用仮設道路設置における敷鉄板を設置したこと。また、撤去後の借地部に係る復旧を追加施工したことによる増額です。２点目が、地域外労働者確保に要する費用の計上による増額となっております。工事場所は、御船町大字辺田見地内です。現契約額が6,271万2,455円、変更契約額、増額となります。106万4,037円です。変更後の契約額が6,377万6,492

円となります。契約の相手方が、御船町の池田工建株式会社となります。

続きまして、報告第15号です。議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。議案書の9ページです。御専第19号です。これも工事請負変更契約の締結についてであります。工事名が御船台団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その2）工事となります。変更内容としまして、網状鉄筋挿入工において、その挿入位置を変更したことにより必要となる小屋の設置を施工したことによる増額です。2点目が、網状鉄筋挿入工において、工事の影響で損傷した生コンクリートを復旧したことによる増額となります。3点目が同じく網状鉄筋挿入工において、住民からの要望等があり、注入用のプラントを移設したことによる増額となります。工事場所につきましては、御船町大字滝尾地内となっております。当初契約額が6,408万7,200円です。変更契約額が増額です。253万4,734円です。変更後の契約額が6,662万1,934円です。契約の相手方は、御船町の株式会社やすらぎ住建となっております。

続きまして、報告第16号です。議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。御専第20号です。11ページをお願いいたします。これは、町営住宅の辻団地敷地内での事故における和解及び損害賠償額の決定についてであります。概要としましては、町営住宅の辻団地敷地内における車両事故につきまして、下記の者と御船町間で和解の上、損害賠償額を決定したというものになります。損害賠償の額としまして2万6,352円であります。事故の状況及び概要につきましては、町営住宅辻団地の出入り口になりますけれども、その横断する側溝があります。そこを職員で清掃作業中の事故となります。清掃作業をする場合に側溝の蓋を外して中を清掃していたということです。これはグレーチングといって鋼製の蓋、網状の蓋をしておりますが、それを外して作業を行っていたと。そして通行車両が来たため蓋を戻して通行させたということで、そのとき2枚外していた蓋を1枚だけ元に戻して通行させたということで、ちょっと平時より幅員が狭くなった部分を通行したということで、左側の擁壁に車が接触して事故となったということであります。和解日が、令和元年8月26日となっております。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、私から決算認定関係、8件の議案について説明申し上げます。歳入歳出決算書を御手元に御用意ください。主な事業の成果等につきましては、決算書に係る主要施策の成果説明書が決算書の末尾に綴じてあります。また、先ほど町長より各会計の決算額、起債の残高、基金の状況等の説明がありましたので、省かせて

いただきます。詳細は、後日、各担当課長から所管の款・項・目を読み上げて説明します。
本日の説明は、平成30年度一般会計及び特別会計決算について、主な事業のみ説明申し上げます。

それでは、各会計の決算の概要について説明申し上げます。

まず、認定第1号、御船町一般会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

まず、歳入について主なものを申し上げます。

決算書の18、19ページを御覧ください。1款、町税になります。本年度収入済額14億8,289万9,008円です。前年度収入済額と比較しますと6,239万6,802円の増になります。主なものとしましては、1目の町民税が約6,600万円の増の6億3,508万6,925円になります。前年度の町民税につきましては、雑損控除の申告により個人町民税額が減少していました平成30年度では雑損控除の対象者も減ったため、前年度比で増額になっております。

次に、2目の固定資産税が6億7,555万7,373円です。昨年度とほぼ同額になっております。

次に、22、23ページをお開きください。6款、地方消費税交付金です。本年度収入済額3億942万6,000円です。前年度と比較すると993万6,000円の増になります。主な要因としましては、熊本地震の復旧・復興に伴い、経済需要が高まったことによるものです。

次に、24、25ページをお願いします。10款、地方交付税、本年度収入済額29億1,822万7,000円です。前年度収入済額と比較すると1億4,227万6,000円の減です。主な要因としましては、普通交付税が7,776万8,000円減の23億8,638万8,000円、特別交付税が6,450万8,000円減の5億3,183万9,000円です。普通交付税については、高木保育園民営化及び公共下水道事業の資本平準化債借入れによる減です。特別交付税につきましては、熊本地震に係る被災農業者向け経営体育成支援事業の事業費減によるものです。

続きまして、32、33ページをお開きください。14款、国庫支出金、本年度収入済額33億9,760万6,611円です。前年度収入済額と比較しますと18億1,579万401円の減になります。主な要因としましては、36、37ページを御覧ください。3目、衛生費国庫補助金が約17億円減少しております。これは熊本地震に係る家屋解体等に伴う災害廃棄物処理事業補助金の減によるものです。

次に、42、43ページをお願いします。15款、県支出金、本年度収入済額22億7,739万7,088円です。前年度収入済額と比較すると2億9,508万3,810円の減になります。主な要因とし

ては、46、47ページをお願いします。11節の平成28年熊本地震復興基金交付金が減少しております。平成29年度には住家の被災規模や公共土木施設等の被災規模により、創意工夫分として約5億2,000万円の配分がありました。

次に、56、57ページをお開きください。17款、寄附金、本年度収入済額2億5,229万3,323円です。前年度収入済額と比較しますと1億3,111万610円の増になります。主な要因としては、ふるさと納税給付額の増によるものです。

続きまして、58、59ページをお開きください。19款、繰越金、本年度収入済額11億4,569万8,746円です。前年度と比較しますと8,051万7,403円の増になります。主な要因としては、平成29年度から平成30年度へ事故繰越となった事業費の増によるものです。

続きまして、66、67ページをお開きください。21款、町債です。本年度収入済額25億3,845万4,000円です。前年度収入済額と比較しますと7億8,821万8,000円の減になります。主な要因は、70、71ページをお願いします。6目、災害復旧事業債が約17億円減少しております。熊本地震に係る家屋解体等に伴う災害廃棄物処理事業債の減によるものです。

74、75ページをお願いします。歳入合計を記載しております。平成30年度歳入済額は153億5,200万5,539円になり、前年度と比較しますと28億9,374万2,643円の減額になりました。

続きまして、歳出について主なものを説明申し上げます。

78、79ページをお願いいたします。歳出です。2款、総務費、本年度支出済額17億127万2,623円です。前年度と比較すると1億3,823万7,508円の減です。平成30年度の主な事業を申し上げます。90、91ページをお願いします。25節、積立金で6億7,705万8,687円です。各種基金への積立金を行っております。

次に、92、93ページをお開きください。4目、企画費の8節、報酬費で、ふるさと納税返礼品8,392万1,685円を掲載しております。

次に、94、95ページをお開きください。5目、地域振興費の8節、報酬費の地域おこし協力隊謝金1,444万2,000円になります。

次に、116、117ページをお願いします。3款、民生費、本年度支出済額29億8,102万3,642円です。前年度と比較しますと5億7,789万5,322円の減です。平成30年度の主な事業としては、120、121ページをお開きください。28節、繰出金で5億2,564万4,997円です。これは、国保特会、介護特会への繰出金になります。次に、128、129ページをお開きください。20節、扶助費の中の障害福祉サービス費等事業費3億255万6,925円となっております。

す。

次に、130、131ページをお願いいたします。8目、後期高齢者医療費の19節、負担金補助及び交付金で、県後期高齢者医療広域連合負担金2億5,984万8,913円です。

次に、134、135ページをお開きください。2目、児童措置費、20節、扶助費で、児童手当2億8,037万円。次に、140、141ページをお開きください。19節、負担金補助及び交付金で、私立保育所、認定こども園運営費として5億8,244万4,844円になります。

次に、144、145ページをお開きください。4款、衛生費、本年度支出済額5億7,255万2,408円です。前年度と比較しますと33億5,127万6,028円の減となっております。平成30年度の主な事業としましては、154、155ページをお願いいたします。2目の塵芥処理費の19節、負担金補助及び交付金で、御船町甲佐町衛生施設組合負担金1億6,529万6,000円になります。次に、156、157ページをお願いいたします。13節、委託料で、災害廃棄物二次仮置き場に係る熊本県事務委託料、これが7,654万8,686円です。次に、3目のし尿処理費の19節、負担金補助及び交付金で、御船地区衛生施設組合負担金として5,475万9,000円になります。

次に、5款、農林水産業費、本年度支出済額11億4,703万1,416円です。前年度と比較しますと1億2,217万2,530円の増となっております。平成30年度の主な事業としましては、162、163ページをお願いいたします。4目の農業振興費繰越明許費で、熊本地震災害に係る被災農業者向け経営体育成支援事業補助金1億5,169万8,000円、同じく4目、農業振興費事故繰越で、熊本地震災害に係る被災農業者向け経営体育成支援事業補助金6億8,082万円になります。

続きまして、174、175ページをお願いいたします。一番下です。6款、商工費、本年度支出済額1億1,022万6,710円です。前年度と比較しますと1,368万2,130円の増となっております。平成30年度の主な事業としましては、176、177ページをお願いいたします。1目、商工総務費の28節の繰出金で、緑の村運営事業特別会計繰出金として2,367万7,000円。180、181ページをお願いいたします。15節の工事請負費で、西往還児童公園整備工事請負費として1,132万7,510円になります。

182、183ページをお願いいたします。7款、土木費、本年度支出済額10億1,841万9,948円です。前年度と比較しますと2億1,251万2,466円の増となります。平成30年度の主な事業としましては、196、197ページをお願いいたします。3目、災害公営住宅建設費繰越明許、13節、委託料で、古閑迫一丁目（Ⅰ期）分の災害公営住宅建設に係る委託料8,141万2,560円。198、

199ページをお願いします。17節、公有財産購入費で、小坂、西木倉災害公営住宅の用地購入費4,331万6,985円です。

200、201ページをお願いします。5目、木造仮設住宅利活用費、17節、公有財産購入費で、西木倉、南木倉、滝川の木造仮設住宅利活用用地購入費1億5,573万6,422円になります。

次に、8款、消防費、本年度支出済額12億2,248万4,199円です。前年度と比較しますと9億942万3,619円の増です。平成30年度の主な事業としましては、204、205ページをお願いします。1目、非常備消防費繰越明許費、15節、工事請負費で、防災行政無線工事請負費8億5,449万600円、2目、消防施設費繰越明許、15節、工事請負費で、消防団詰所等災害復旧工事請負費1,684万8,000円になります。

次に、206、207ページをお願いします。9款、教育費、本年度支出済額6億9,943万3,484円です。前年度と比較しますと1億2,621万2,077円の減となっております。平成30年度の主な事業としましては、224、225ページをお願いします。2目、教育振興費、13節、委託料で、スクールバス委託料1,921万780円です。

250、251ページをお願いします。1目、文化財費、19節、負担金補助及び交付金で、地域コミュニティ施設等再建支援事業交付金1,749万2,000円です。

次に、256、257ページをお願いします。3目、恐竜博物館運営費、19節、負担金補助及び交付金で、特別展開催実行委員会負担金として1,500万円を計上しております。

次に、258、259ページをお願いします。10款、災害復旧費、本年度支出済額43億9,822万8,843円です。前年度と比較すると4億6,780万6,736円の増になります。平成30年度の主な事業としましては、262、263ページをお願いします。1目、農地災害復旧費事故繰越、15節、工事請負費で、熊本地震及び豪雨災害に係る工事請負費88件分1億1,848万4,022円です。

次に、276、277ページをお願いします。2目、農業用施設災害復旧費事故繰越、15節、工事請負費で、熊本地震及び豪雨災害に係る工事請負費60件分、1億4,220万3,578円となっております。

次に、286、287ページをお願いします。1目、道路橋梁施設災害復旧費、15節、工事請負費で、熊本地震災害に係る工事請負費4億1,017万6,506円となっております。

次に、294、295ページをお願いします。同じく1目、道路橋梁施設災害復旧費繰越明許、

15節、工事請負費で、熊本地震災害に係る工事請負費として9億5,396万5,752円です。

次に、310、311ページをお願いします。3目、住宅災害復旧費繰越明許、15節、工事請負費で、中原団地災害復旧工事1億8,398万8,425円。

続きまして、318、319ページをお願いします。4目、宅地耐震化事業繰越明許、15節、工事請負費で、中原団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設工事など5億6,427万1,646円。

次に、322、323ページをお願いします。同じく4目、宅地耐震化事業事故繰越、15節、工事請負費で、御船団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設工事など7億8,606万8,818円になります。

続きまして、326、327ページをお願いします。11款、公債費、本年度支出済額7億31万7,570円です。前年度と比較すると2,425万4,713円の増となっております。1目、元金は2,941万8,711円増、2目、利子につきましては516万3,998円の減となっております。

次に、330、331ページをお願いします。一番下です。歳出の合計となります。平成30年度支出済額は146億5,481万7,268円になり、前年度と比較しますと24億4,523万2,168円の減となっております。

続きまして、認定第2号、御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

まず、歳入について主なものを申し上げます。346、347ページをお願いします。1款、国民健康保険税になります。本年度収入済額3億7,318万263円です。前年度と比較しますと1,474万6,381円の増になります。主なものとしましては、1節、医療給付費現年課税分の普通徴収が2億799万8,727円、2節、後期高齢者支援金分現年度課税分の普通徴収が8,020万2,293円になります。

続きまして、348、349ページをお願いします。7款、県支出金、本年度収入済額17億236万8,060円です。前年度と比較しますと15億7,023万3,611円の増になります。主なものとしましては、1節、保険給付費等交付金の普通交付金、これが16億5,161万6,064円、2節の特別交付金、これが5,075万2,000円です。これは、法の改正により国からの直接補助から県への間接補助に変わったからです。

次に、354、355ページをお願いします。歳入合計です。平成30年度収入済額は25億6,627万9,546円になり、前年度と比較しますと6億8,739万7,410円の減になります。

次に、歳出について主なものを申し上げます。358、359ページをお願いします。2款、保険給付費、本年度支出済額16億6,657万8,176円です。前年度と比較しますと2億4,513万9,856円の減になります。主なものは、1目、一般被保険者療養給付費の一般被保険者医療診療報酬14億444万4,969円です。

次に、360、361ページをお願いします。2項、高額療養費の1目、一般被保険者高額療養費で、2億1,753万3,560円です。

続きまして、362、363ページをお願いします。3款、国民健康保険事業費給付金、本年度支出済額5億7,546万8,703円です。主なものは、1目の被保険者療養給付費分の負担金で4億1,731万7,273円になります。

続きまして、368、369ページをお願いします。歳出合計です。平成30年度支出済額は23億4,693万3,205円になりまして、前年度と比較しますと6億5,464万4,048円の減になっております。

続きまして、認定第3号、御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

まず、歳入について主なものを申し上げます。384、385ページをお願いします。1款、保険料になります。本年度収入済額4億1,116万8,436円です。前年度と比較しますと1億939万9,973円の増になっております。主なものを申し上げます。1目、第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収保険料としまして3億6,930万4,880円、現年度分普通徴収保険料4,089万3,495円です。

次に、3款、国庫支出金、本年度収入済額4億6,801万9,538円です。主なものとしましては介護給付費負担金で3億489万1,630円と現年度分調整交付金1億2,783万3,000円になります。

386、387ページをお願いします。4款、支払基金交付金、本年度収入済額4億5,721万357円です。主なものは、第2号被保険者負担金で4億3,881万円です。

5款、県支出金、本年度収入済額2億6,764万4,494円です。主なものは、388、389ページをお願いします。介護給付費県負担金で2億4,836万9,300円です。

続きまして、394、395ページをお願いします。歳入合計です。平成30年度歳入済額は19億9,165万9,360円になりまして、前年度と比較しますと689万8,390円の減額となっております。

続きまして、歳出について主なものを申し上げます。400、401ページをお願いします。2 款、保険給付費、本年度支出済額16億3,307万98円です。前年度と比較しますと1,408万819円の減となっております。主なものは、介護サービス給付費負担金で14億8,755万4,984円、支援サービス給付費負担金で3,632万2,978円、高額介護サービス費の負担金で3,916万5,304円になります。

402、403ページをお願いします。次のページです。3 款、地域支援事業費、本年度支出済額 1 億964万6,129円です。前年度と比較しますと436万1,631円の減となっております。主なものは406、407ページをお願いします。19節、負担金補助及び交付金で、通所型サービス指定業者負担金、これが1,760万4,035円。408、409ページをお願いします。13節、委託料で、元気クラブ介護予防生活支援サポーター養成講座社協委託料として914万2,200円になります。

414、415ページをお願いします。5 款、諸支出金、本年度支出済額4,973万8,952円です。前年度と比較しますと291万9,647円の減となっております。主なものは、416、417ページをお願いします。23節、償還金利子及び割引料で、過年度精算交付金と返還金、これが3,882万5,032円になります。このページの一番下に歳出合計を計上しております。平成30年度支出済額は18億6,523万7,382円で、前年度と比較しますと5,133万122円の減額となっております。

続きまして、認定第4号、御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

まず、歳入について主なものを申し上げます。428、429ページをお願いします。1 款、後期高齢者医療保険料になります。本年度収入済額 1 億2,849万8,100円です。前年度と比較しますと1,720万5,500円の増となっております。主なものとしましては、現年度特別徴収保険料、これが8,737万1,700円と現年度普通徴収保険料、これが4,056万5,800円です。

3 款、繰入金、本年度収入済額8,080万4,332円です。前年度と比較しますと419万1,332円の増となっております。主なものとしましては、保険基盤安定繰入金、これが7,108万2,332円です。

432、433ページをお願いします。歳入全体です。平成30年度収入済額は 2 億2,399万1,246円で、前年度と比較しますと2,253万2,028円の増となっております。

歳出について主なものを申し上げます。434、435ページをお願いします。2 款、後期高

齢者医療広域連合給付金、本年度支出済額 1 億9,897万3,432円です。前年度と比較しますと2,040万1,167円増となっております。

438、439ページをお願いします。歳出全体です。平成30年度支出済額は 2 億1,235万7,792 円で、前年度と比較しますと2,080万3,860円の増となっております。

続きまして、認定第 5 号、御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について説明します。

448、449ページをお願いします。4 款、繰入金になります。本年度収入済額2,367万7,000 円です。前年度と比較しますと1,425万2,000円の増となっております。運営事業繰入金829 万3,000円と施設整備事業繰入金1,538万4,000円となっております。

450、451ページをお願いします。7 款、町債になります。本年度収入済額1,530万円です。前年度と比較しますと1,530万円の増となっております。これは、緑の村キャンプ場トイレ建築に伴う地方債の借入れとなっております。

歳入全体で収入済額が5,153万4,368円で、前年度と比較しますと8,693万2,628円減となっております。

続きまして、歳出について主なものを申し上げます。452、453ページをお願いします。1 款、総務費、本年度支出済額5,007万4,530円です。前年度と比較しますと8,690万5,802 円の減となっております。

454、455ページをお願いします。主なものとしましては、13節、委託料のキャンプ場トイレ建設工事設計監理委託料、これが209万5,200円、15節の工事請負費で、緑の村キャンプ場トイレ建築工事費、これが2,867万4,000円となっております。

456、457ページをお願いします。歳出全体です。平成30年支出済額は5,007万4,539円で、前年度と比較しますと8,690万5,802円の減となっております。

続きまして、認定第 6 号、御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明します。

まず、470、471ページをお願いします。2 款、使用料及び手数料になります。本年度収入済額 1 億2,910万4,723円です。前年度収入済額と比較しますと354万9,248円の増となっております。主なものは、下水道使用料現年度分、これが 1 億2,810万2,468円です。

3 款、国庫支出金になります。本年度収入済額は3,140万5,000円です。前年度と比較しますと4,612万5,000円の減となっております。

次に、472、473ページをお願いします。4款、繰入金、本年度収入済額2億2,403万2,000円です。前年度と比較しますと1,257万7,000円の増となっております。

7款、町債、本年度収入済額9,550万円です。前年度と比較しますと520万円の増となっております。474、475ページをお願いします。これは下水道事業債現年度分820万円、繰越明許費930万円と資本平準化債7,800万円の借り入れになります。

一番下に歳入があります。平成30年度の収入済額5億1,336万8,337円で、前年度と比較しますと804万9,418円の減となっております。

続きまして、歳出について主なものを申し上げます。476、477ページをお願いします。1款、総務費、本年度支出済額1億4,540万5,414円です。前年度と比較しますと4,887万8,698円の増となっております。478、479ページをお願いします。13節、委託料で、浄水センター維持管理業務委託料、これが2,928万9,600円。続きまして、15節、工事請負費で、沈砂池のナンバー1スクリーンユニット工事費として1,330万円があります。

次に、2款、施設整備費、本年度支出済額6,283万8,523円です。これは前年度と比較しますと3,441万9,967円の減となっております。482、483ページをお願いします。主な支出としましては、13節、委託料で、ストックマネジメント計画作成委託料、これが2,781万173円。繰越明許の13節、委託料で、北木倉地区の管渠築造工事測量設計委託料1,902万6,343円です。

3款、公債費、本年度支出済額3億147万6,656円です。地方債償還金元金が2億4,012万1,793円と利子が6,135万4,863円になります。

484、485ページをお願いします。一番下に歳出全体を計上しております。支出済額全体で5億972万593円で、前年度と比較しますと1,499万4,372円の増となっております。

続きまして、認定第7号、御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出の決算について説明申し上げます。

496、497ページをお願いします。まず、歳入です。2款、財産収入になります。本年度収入済額6,329万7,612円です。前年度と比較しますと725万2,549円の増になります。

通信施設の貸し付け収入です。498、499ページをお願いします。5款、繰入金になります。本年度収入済額1,481万5,000円です。前年度収入済額と比較しますと2,203万8,000円の減となっております。歳入全体で収入済額が9,262万5,229円で、前年度と比較しますと1,270万3,450円の減となっております。

続きまして、歳出について主なものを申し上げます。500、501ページをお願いします。
1 款、総務費、本年度支出済額9,114万1,716円です。前年度と比較しますと919万6,931円の減となっております。主な支出としましては、13節、委託料の施設保守委託料で2,944万6,488円と15節、工事請負費で引込工事費2,901万6,362円です。

502、503ページに全体の歳出額の合計を計上しております。

続きまして、認定第8号、御船町水道事業会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。収益的収入についての主なものを申し上げます。この水道事業会計におきましては、金額欄、これは税抜きの金額で掲載されていますので、その金額で説明させていただきます。

1 款、水道事業収益になります。本年度決算額 3 億1,233万2,570円です。前年度決算額と比較しますと200万5,420円の増となっております。主なものとしましては、水道料金が2億5,580万5,347円、11ページの長期前受金戻入が3,323万2,366円です。

13 ページをお開きください。支出について、主なものを申し上げます。1 款、水道事業費用です。本年度決算額 3 億 287 万 9,060 円です。前年度と比較しますと 1,228 万 7,373 円の減となっております。主なものは、20 ページ、21 ページをお願いいたします。減価償却費が1億5,490万6,455円、企業債支払利息が3,172万7,699円です。

続きまして、資本的収入について、主なものを申し上げます。22 ページをお開きください。1 款、資本的収入になります。本年度決算額 7,375 万 9,600 円です。前年度決算額と比較しますと 7,208 万 7,652 円の増となっております。主なものとしましては、秋只橋災害復旧に係る補償費、これが733万8,600円と企業債が6,500万円になります。

続きまして、支出について主なものを申し上げます。23 ページを御覧ください。1 款、資本的支出です。本年度決算額 4 億 575 万 9,375 円です。主なものとしましては、2 節の工事請負費、これが1億2,327万973円で、増見鶴地区配水管敷設替え工事が7件分の工事費となっております。

25 ページをお願いします。2 節の工事請負費、これが1億4,000万円、これは水道監視装置更新工事費になります。次に、企業債償還金元金、これが1億286万7,015円となります。

以上で、決算認定に係ります説明を終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 12時15分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時03分 休 憩

午後0時16分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○総務課長（藤野浩之君） それでは、議案第17号から御説明をいたします。

議案書の12ページをお願いいたします。議案第17号、御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。今回、令和元年10月1日より施行されます消費税改正に伴うもので、各施設の使用料について、今回、消費税改正相当分の改定を行っております。議案第17号につきましては、御船光ネットワーク引き込み及び撤去の設備工事負担金について改定を行ったものであります。12ページ、13ページに、改正文が載っております。

それと、議案等説明資料2のほうに新旧対照表をお配りしておりますので、そちらのほうで御確認をお願いしたいと思います。

続きまして、14ページです。議案第18号、御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。これも、消費税改正に伴う使用料の改定になります。これは御船街なかギャラリーの使用料についての改定ということになります。議案書の14ページ、15ページ、16ページになります。

続きまして、議案第19号です。17ページをお願いいたします。御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。これも、消費税改正に伴う使用料の改定になります。18ページに改定文を載せております。

続きまして、19ページをお願いいたします。議案第20号です。御船町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。これも、消費税改正に伴う使用料の改定であります。20ページに改正文を載せております。

続きまして、議案第21号、21ページをお願いします。吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。この条例につきましては、

消費税改正に伴うもの、それと施設全体の運用の見直しを行っております。そのための使用料の改定となります。22ページから24ページまで改正文を掲載しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。議案第22号です。御船町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これも、御船町カルチャーセンターの使用料について、消費税改正に伴う料金の改定となっております。26ページから28ページに改正の条例文を載せております。

続きまして、29ページをお願いいたします。議案第23号、御船町町民グラウンド管理に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。この条例につきましても、町民グラウンドの使用料について消費税の改定相当分を改定したということになります。30ページに改正文を載せております。

続きまして、31ページをお願いいたします。議案第24号です。御船町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。これも消費税改定に伴うものです。御船町立小中学校の施設の使用料について改定を行うものです。

続きまして、34ページをお願いいたします。議案第25号です。御船町立社会教育センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。この条例につきましても、消費税改定に伴う使用料の改定ということになっております。

続きまして、36ページをお願いいたします。議案第26号です。御船町スポーツセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。これも、消費税の改定に伴う料金の改定ということになっております。

続きまして、議案第27号です。39ページをお願いします。御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定であります。これも、消費税の改正相当分の水道料金を改定したということになります。

続きまして、42ページをお願いいたします。議案第28号です。御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定であります。これも消費税改正相当分を改定したものであります。

続きまして、44ページをお願いいたします。議案第29号です。これは、新しく条例を制定するものであります。御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定であります。この条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員の制度に移行するということで、今回、給与等に関し必要な事項を定める条例を制定する必要があったということです。現在、御船町にお

きましては、非常勤職員また臨時職員を任用しております。この非常勤職員、または臨時職員の方が今回、来年4月1日より会計年度任用職員と制度が変わりますので、そのため今回条例を制定するものであります。内容としましては、条例の1条、2条関係で、その趣旨及び定義を定めております。その後、第4条からフルタイム会計年度任用職員の給与、その後パートタイム会計年度任用職員の給与、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償等を今回条例によって定めているものであります。

条例文を45ページから57ページまで掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、議案第30号です。上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更ということになります。これは、現在、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において事務を取り扱っております。その事務を今回、上益城広域連合へ事務移管を行うための規約の変更となります。今回、関係する5町において同文の議決ということになります。議案書につきましては、58ページから59ページです。

続きまして、議案第31号です。60ページをお願いいたします。財産の取得にかかる変更契約の締結であります。財産の名称としまして、御船町一丁目（I期）の災害公営住宅の買い取りについてであります。変更の内容としまして、当初契約において見込んでいた物価上昇等の費用が減額となったための契約変更となります。財産の所在地につきましては、御船町大字辺田見地内です。当初取得額が6億8,324万2,560円、変更取得額、減額となります。9,561万7,800円。最終の取得額が5億8,762万4,760円となります。契約の相手方は、福岡県福岡市の独立行政法人都市再生機構九州支社となります。詳細な説明につきましては、説明資料1のほうにお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） では、私から議案第32号からになります。令和元年度の補正予算について説明申し上げます。

議案第32号、令和元年度御船町一般会計補正予算（第4号）からになります。補正予算書を御手元にお取り寄せください。補正予算書のまず6ページを御覧ください。地方債の補正になります。まず、一番上です。中山間地域総合整備事業110万円を今回追加補正しております。これは、上益城中央2期県営中山間地域総合整備事業で整備しました益城町の集落農道が6月末の豪雨によりまして被災したため、御船町、益城町、甲佐町、3町分の本町負担分に係ります地方債の借り入れとなります。

次に、その下です。緊急自然災害防止対策事業、680万円を今回追加補正しまして、限度

額が1,420万円となっております。これは竹の迫公民館裏の農地災害復旧工事に係ります測量設計及び工事費に係ります地方債の借入れとなります。

次に、公共土木施設災害復旧事業3,420万円を追加補正しました。これは、令和元年度豪雨災害における町道災害復旧工事に係る地方債の借入れとなります。

次に、一番下です。道路橋梁整備事業150万円を追加補正し、限度額を3億620万円としております。これは、町道城山辺田見線道路改良工事に係る地方債の借入れとなります。合計で地方債4,360万円を追加補正しまして、補正後の起債の限度額、これが16億2,375万3,000円になります。

次に、7ページをお開きください。その下です。事項別明細書、歳入になります。主なものを申し上げます。

まず、15款、国庫支出金、補正額4,488万1,000円です。主なものは、6月30日の豪雨災害に伴う町道浅ノ藪間所線ほか8路線に係る国庫負担金、これが4,175万4,000円です。

次に、20款、繰越金、補正額2億8,990万3,000円です。これは、一般会計における平成30年度決算剰余金を一部予算化したものになります。

次に、22款、町債、補正額4,360万円です。これは、先ほど町債で説明しました。

次のページの8ページに移ります。歳出になります。2款、総務費、補正額2億4,284万9,000円です。主なものを申し上げます。財政調整基金積立金、これが2億6,000万円、地域おこし協力隊4名分に係ります謝金及び活動補助金、これが664万円になります。

次に、7款、土木費、補正額5,612万7,000円です。主なものを申し上げます。国道445号周辺用排水路のしゅんせつ費、これが530万円。西木倉地区住宅開発に伴う雨水基礎調査費、これが539万3,000円、下高野仮設住宅解体に伴う原状復旧工事、これが1,298万4,000円となっております。

8款、消防費、補正額3,978万円です。主なものを申し上げます。防災備蓄センター建築に伴う外構工事、これが358万3,000円、普通交付税参入額確定によりまして、上益城消防組合負担金、これが2,973万9,000円となっております。

次、10款、災害復旧費、補正額8,405万2,000円です。主なものは、平成28年豪雨災害としまして、竹の迫公民館裏の農地災害復旧工事に係る測量設計及び工事費、これが685万円、令和元年度豪雨災害としまして、町道浅ノ藪間所線ほか8路線の圃場災害復旧工事、これが6,573万円、町道大内線ほか26路線の単独災害復旧工事、これが1,345万円となっております。

ます。

続きまして、議案第33号、令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。補正予算書を御覧ください。4ページをお開きください。事項別明細書の歳入になります。4ページです。11款、繰入金、補正額マイナス94万8,000円です。職員の人事異動等に伴う人件費の減による一般会計繰入金の減額補正です。

5ページに移ります。歳出になります。1款、総務費、補正額マイナス94万8,000円です。同じく4月の人事異動に伴う人件費の減額補正となります。

続きまして、議案第34号、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きください。介護保険です。事項別明細書、歳入になります。主なものを申し上げます。8款、繰越金、補正額1,631万5,000円です。これは、平成30年度決算剰余金を一部予算化したものです。

5ページに移ります。歳出になります。主なものを申し上げます。3款の地域支援事業費、補正額マイナス673万9,000円です。主なものは、4月の人事異動等に伴う人件費の減額補正になります。

5款、諸支出金、補正額1,631万5,000円です。平成30年度一般会計繰出金の精算返納金、これが1,631万5,000円となっております。

続きまして、議案第35号、令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

補正予算書の、これも4ページをお開きください。事項別明細書、歳入となります。3款、繰入金、補正額21万8,000円です。これは、職員の給与改定等に伴う人件費の増による一般会計繰入金の増額補正となります。

4款、繰越金、補正額10万円です。平成30年度決算剰余金を一部予算化したものです。

5ページに移ります。歳出になります。1款、総務費、補正額21万8,000円です。これも、職員の給与改定等に伴う人件費の増額補正となります。

4款、諸支出金、補正額10万円です。これは、保険料還付金の増額補正となっております。

続きまして、議案第36号、令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

この補正予算書のまず4ページをお開きください。事項別明細書、歳入となります。主なものを申し上げます。5款、繰越金、補正額136万円です。平成30年度決算剰余金の一部を予算化したものです。

5ページに移ります。歳出です。1款、総務費、補正額162万円です。これは、台風8号による緑の村管理センターの屋根天井等の修繕等に係る増額補正となります。

続きまして、議案第37号、令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

補正予算書の、これも4ページをお開きください。事項別明細書、歳入です。1款、分担金及び負担金、補正額189万円です。新築家屋の増加に伴います受益者負担金の増額補正となります。

2款、使用料及び手数料、補正額108万7,000円です。消費税増税に伴います下水道使用料の増額補正となっております。

4款、繰入金、補正額1,290万3,000円です。一般会計からの繰入金の増額補正になります。その下の5ページに移ります。歳出になります。1款、総務費、補正額212万1,000円です。主なものは、4月の人事異動等に伴う人件費の増額補正となります。

2款、施設整備費、補正額1,375万9,000円です。主なものは、下水道全体計画見直し業務委託料、これが400万円と家屋新築等に伴う下水道雨水枡設置工事、これが883万9,000円の増額補正となっております。

続きまして、議案第38号、令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）になります。

これも補正予算書の4ページをお開きください。事項別明細書、歳入となります。5款、繰入金、補正額21万8,000円です。職員の、これは給与改定等に伴う人件費の増による一般会計からの繰入金となります。

5ページに移ります。歳出になります。1款、総務費、補正額21万8,000円です。同じく職員の給与改定等に伴う人件費の増額補正となります。

続きまして、議案第39号、令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

補正予算書をまず御覧ください。今回の補正は、収益的収入及び支出の補正になります。

2ページを開けてもらってよろしいでしょうか。収入になります。消費税増税に伴う水

道料金、これが166万円の増額並びに加入金が5万8,000円の増額補正となっております。

その下の3ページに移ります。これは支出になります。人事異動等に伴う人件費119万8,000円の減額補正となっております。

以上で、議案第32号から39号までの補正予算の説明を終わります。

○総務課長（藤野浩之君） 続きまして、同意第4号について御説明をいたします。

議案書の61ページをお願いいたします。御船町教育委員会の委員の任命についてであります。先ほど町長より住所、氏名等については読み上げがっております。

説明資料1の15ページに主な経歴、その他の役職について記載をしておりますので、御確認をお願いしたいと思います。園田さんにおかれましては、平成27年9月に就任をされております。現在、1期目であります。

以上で、議案等の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。この後、産業厚生常任委員会の委員の皆さんは、この場に残ってください。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時39分 散 会